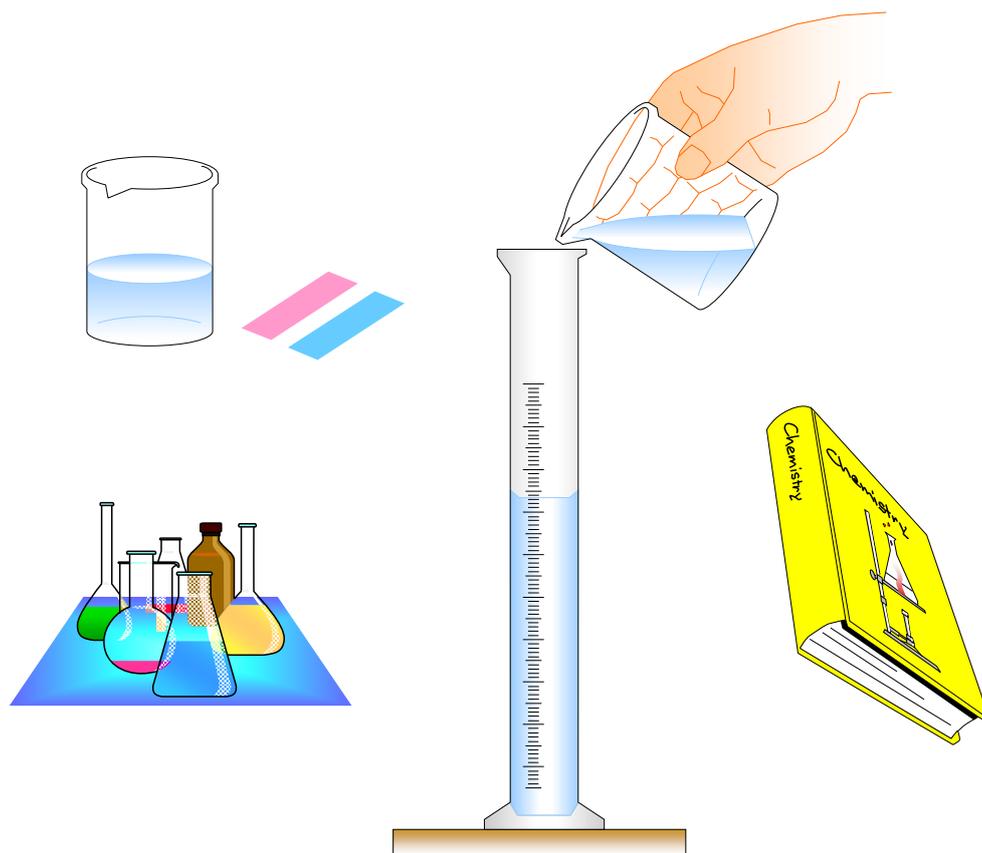


令和 2 年度 水質検査計画



能 代 市 水 道 事 業
能代市富根地区簡易水道事業
能代市仁鮎地区簡易水道事業
能代市二ツ井・荷上場地区簡易水道事業

水質検査計画について

能代市では、水道をご利用の皆さまに清浄で安全な水道水をお届けするため、水源から浄水場、各家庭の蛇口に至るまで定期的に水質検査を行い、水質管理に万全を期しています。

水質検査計画は、この水質検査をどのように行うかを、皆さまに広く知っていただくため、検査する項目・頻度・地点などについて示したものです。

目 次

1. 基本方針	-----	1
2. 水道事業の概要	-----	1
(1) 給水状況	-----	1
(2) 浄水施設	-----	2
3. 水道原水及び水道水の状況	-----	2
(1) 水道原水の状況	-----	2
(2) 水道水の状況	-----	3
4. 定期の水質検査	-----	3
(1) 検査項目及び検査頻度	-----	3
(2) 検査地点	-----	3
5. 水質検査の方法	-----	4
6. 臨時の水質検査	-----	4
7. 水質検査計画及び検査結果の公表	-----	4
8. その他	-----	4
(1) 水質検査計画の見直し	-----	4
(2) 水質検査の精度と信頼性の確保	-----	4
(3) 関係者との連携	-----	4
別表1 水質基準項目	-----	5
別表2 毎日検査項目	-----	5
別表3 水質管理目標設定項目	-----	6
別表4 その他の項目	-----	6
水質基準項目の説明	-----	7
水質管理目標設定項目等の説明	-----	8

1. 基本方針

(1) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている「水質基準項目」及び「毎日検査項目」のほか、市が独自に行う項目として、水質管理上検査することが望ましい項目である「水質管理目標設定項目」、「その他の項目」を検査します。

(2) 検査頻度

水道法、過去の検査結果、水源の状況、浄水方法、送水・配水・給水の状況、資機材及び薬品の使用状況等に基づき適切な頻度を設定します。

(3) 検査地点

水質基準が適用される給水栓（蛇口）に加えて、市が独自に行う地点として浄水場等の入口（原水）及び出口（浄水）で検査します。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況

平成30年度末

区 分	水道事業	簡易水道事業		
		富根地区	仁鮎地区	二ツ井・荷上場地区
計画給水人口	43,650 人	1,459 人	1,150 人	4,010 人
計画給水区域	42,963 人	1,038 人	949 人	3,794 人
現在給水人口	41,599 人	1,038 人	929 人	2,554 人
普及率	96.8%	100%	97.8%	67.3%
一日最大給水量	17,414m ³	561m ³	355m ³	805m ³
一日平均給水量	13,954m ³	346m ³	263m ³	676m ³



(2) 浄水施設

区 分	水道事業		簡易水道事業		
			富根地区	仁鮎地区	二ツ井・荷上場地区
取水場または配水場の名称	仁井田浄水場	鶴形第一配水場	下夕村配水場 上野配水場 羽立配水場	仁鮎浄水場	沢口浄水場
所在地	字仁井田白山	字上ノ山	二ツ井町飛根字下夕村 二ツ井町飛根字上野 二ツ井町飛根字羽立	二ツ井町仁鮎字中台	二ツ井町字沢口
水 源	米代川表流水	地下水	地下水	地下水	地下水
水 利 権	27,000m3/日	—	—	—	—
浄水処理方式	薬品沈澱 除マンガンを処理 急速ろ過 塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	エアレーション 塩素消毒
主な浄水使用薬品 凝集剤 アルカリ剤 消毒剤	ポリ塩化アルミニウム ソーダ灰 (炭酸ナトリウム) 次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム

3. 水道原水及び水道水の状況

(1) 水道原水の状況

原水の汚染要因及び水質管理上注意すべき項目を示しました。

区 分	水道事業	簡易水道事業		
		鶴 形	富根地区	仁鮎地区 二ツ井・荷上場地区
原水の汚染要因	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨等による水の濁り ・上流廃止鉱山等の影響 ・工場、事業所等からの排水 ・農業排水、放牧地 ・油類等による汚染事故 	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌由来の性状 ・生活雑排水 		
水質管理上注意すべき項目	<ul style="list-style-type: none"> ・濁度、pH 値 ・無機物、重金属類 ・有機化合物質 ・塩化物イオン ・臭気物質 ・全有機炭素量 ・クリプトスポリジウム 	<ul style="list-style-type: none"> ・大腸菌 ・嫌気性芽胞菌 		

(2) 水道水の状況

これまでの検査結果では、市が供給する水道水は、水質基準をすべて満たしており、安心してお使いいただけます。

特に、河川表流水を水源とする上水道におきましては、除マンガン処理による高度浄水処理を始め徹底した水質管理を行い、清浄で安全な水の供給に努めています。

4. 定期の水質検査

(1) 検査項目及び検査頻度

①水質検査基準項目（別表1参照）

水道水が給水栓で満たされなければならない項目として、法令により51項目が定められており、全項目を規定の頻度で検査します。

②毎日検査項目（別表2参照）

水道水に異常がないことを給水栓で毎日確認するため、法令で定められた3項目を1日1回検査します。

③水質管理目標設定項目（別表3参照）

厚生労働省が定めた27項目のうち、本市では16項目を水質管理上留意すべきものとし、必要な頻度で検査します。

④その他の項目（別表4参照）

本市が独自に行う検査として、水道水の安全性に関わる3項目を必要な頻度で検査します。

(2) 検査地点

区分	水道事業	簡易水道事業				
		鶴形	富根地区	仁鮎地区	二ツ井・荷上場地区	
給水栓 (蛇口)	・水質基準項目 (分析機関検査)	4箇所 ※1	1箇所 ※1	3箇所 ※1	1箇所 ※1	1箇所 ※1
	・毎日検査項目 (自己検査)	4箇所 ※1	1箇所 ※1	3箇所 ※1	1箇所 ※1	2箇所 ※1
	・週に一回検査 (自己検査)	6箇所	1箇所	1箇所	—	1箇所
	・水質管理目標設定項目 (分析機関検査)	4箇所	—	—	—	—
浄水場入口 (原水)	・水質基準項目 (分析機関検査) ・水質管理目標設定項目 (分析機関検査) ・その他の項目 (分析機関検査)	仁井田 浄水場	鶴形第一 配水場 ※2	各配水場 ※2	仁鮎浄水場 ※2	荷上場取水 ポンプ場 ※2
浄水場出口 (浄水)	・水質基準項目 (分析機関検査) ・毎日検査項目 (自己検査) ・水質管理目標設定項目 (分析機関検査)	仁井田 浄水場	—	—	—	沢口浄水場

備考 ※1 法令に基づく水質検査です。

※2 水質管理目標設定項目は除きます。

5. 水質検査の方法

水質検査は、水道法第20条第3項の規定により水質検査機関として厚生労働大臣の登録を受けた分析機関へ委託して行います。

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は、国が定めた水道水の検査方法「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」によって行います。

なお、その他の項目の検査方法については、上水試験方法（日本水道協会）等によって行います。

6. 臨時の水質検査

供給する水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合や水道施設で大規模な工事を行った場合に、必要に応じて水源や浄水場、給水栓などで臨時の水質検査を行います。

～水質異常の例～

- ・色や濁り、においなどに原因不明の著しい変化が生じたとき
- ・水源で多量に魚が死んでいるとき

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び計画に基づき実施した水質検査の結果は、市のホームページで公表します。

また、市役所行政情報コーナー、二ツ井地域局、各地域センター及び上下水道整備課窓口でも閲覧できます。

8. その他

(1) 水質検査計画の見直し

関係法令及び秋田県水道水質管理計画の改正等に基づいて見直しを行うほか、検査結果及び水源の状況等を考慮し、計画に反映させるものとします。

また、皆さまから寄せられたご意見等を参考にして、より充実した計画策定に努めます。

(2) 水質検査の精度と信頼性の確保

信頼性の高い水質検査を行うため、委託先の分析機関には内部精度管理の徹底や、厚生労働省及び検査機関の所属団体等が実施する外部精度管理への参加を求め、信頼性の確保に努めます。

(3) 関係者との連携

①行政機関等との連携

水質汚染等非常時には、米代川水系水質汚濁連絡協議会の緊急連絡体制等を利用して速やかに情報を収集し、国土交通省、秋田県、近隣市町村、消防、警察など関係機関と連携し原因を調査し、迅速な対応を行います。

②水質検査の委託先である分析機関との連携

水質検査に関する専門知識を有する分析機関から得るものは大きく、日常的な連携のみならず、非常時の検査等に即時対応できるような体制を整えます。